



子ども・子育て支援新制度

第2弾 新制度に移行する施設の利用手順編

本紙7月21日号で新制度の仕組みについて説明しましたが、今回は、2015年4月から新制度に移行する幼稚園や保育園などを利用する場合の手順についてご紹介します。

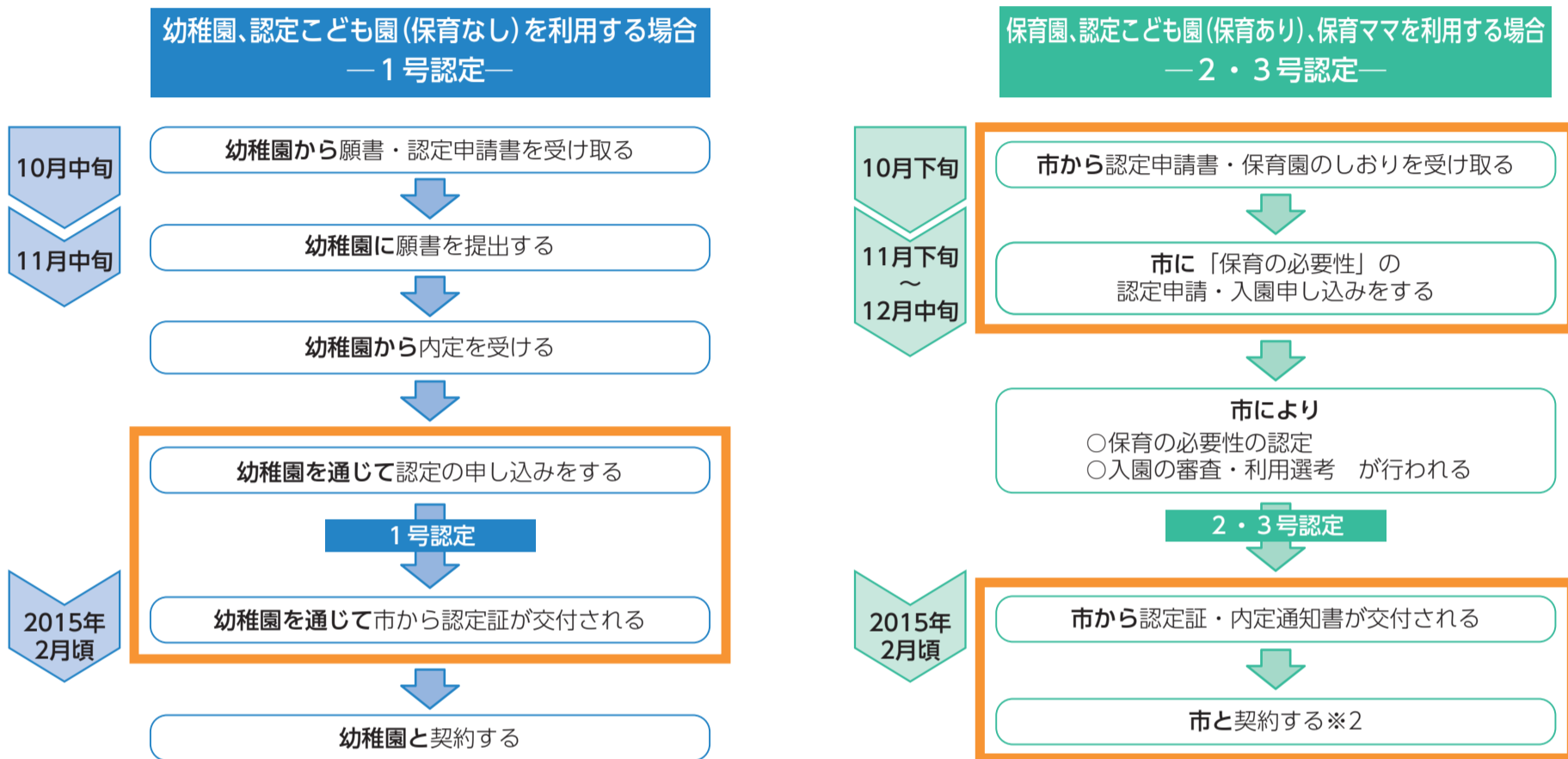
新制度では、幼稚園や保育園などを利用する場合、保護者の就労等の状況により保育が必要か否かの「保育の必要性」について市から認定を受ける必要があります。

認定は、「保育の必要性」に加え、お子さんの年齢により3つに区分されます。また、利用できる施設は、認定区分により異なります。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用施設
満3歳以上	なし	1号認定	幼稚園、認定こども園
	あり	2号認定	保育園、認定こども園
3歳未満	あり	3号認定	保育園、認定こども園、保育ママ等※1

年齢は2015年4月1日時点です

幼稚園・保育園などの新入園までの流れ



■4月以降も現在通っている幼稚園・保育園を利用する場合は、園を通して認定の申請を行います（それぞれのオレンジ枠の利用手順のみ）。

■認定こども園の利用を希望する場合、1号認定の場合は青枠、2・3号認定の場合は緑枠の利用手順を行って下さい。

■新制度に移行しない幼稚園を利用する場合は、今までどおりです。

■幼稚園が新制度に移行するかについては、確認でき次第お知らせします。

※1 保育ママとは、町田市が認定した家庭的保育者が自宅などで保育を行う事業です。

※2 ただし、認定こども園や保育ママを利用する場合は、施設との直接契約になります。

問子ども総務課 ☎724・2876 FAX050・3101・8377

2015年1月から行う、成年後見制度に関する知識や技術を身につけた市民による「市民後見人」の育成研修のオリエンテーションを開催します。

判断能力が十分でない方の生活を身近な立場で支え、後見活動を行っていく「市民後見人」に関心をお持ちの方は、ぜひご参加下さい。

※市民後見人育成研修への応募には、オリエンテーションに参加していることが必須となります。

日①10月30日（木）②11月2

福祉サポーターまちだ 成年後見制度の催しを開催

問福祉総務課 ☎724-2876 FAX050-3101-0928

「市民後見人」育成研修 オリエンテーション

日(日) いずれも午後1時30分～4時(参加はいずれか1回)

「任意後見制度」学習会

自らの判断能力が十分なくなり、将来に備え、あらかじめ援助者(任意後見人)と契約を結ぶ「任意後見制度」について、司法書士が実例を交えて分かりやすくお話しします。

「任意後見人は誰にお願いすればよいのか?」「契約書はどのように作ればよいのか?」など、自分の思いを漏らす契約内容に盛り込むため

日10月2日(木) 午後2時～4時

場町田市民フォーラム4階 講司法書士・工藤正一氏

定35人(申し込み順)

申電話またはFAXで(町田市社会福祉協議会福祉サポーターまちだ ☎720・9461 FAX725・1284)へ。

成年後見制度推進シンポジウム

地域の未来を支える「市民後見人」

～心に寄り添う成年後見人を～

「市民後見人」は、市民による地域の支え合いの、新たな担い手として期待されています。

地域で安心した暮らしを支える仕組みづくりについて考えます。成年後見制度や市民後見人に関心のある方は、ぜひご参加下さい。

福祉ジャーナリスト 町永俊雄氏

中央大学法学部教授 新井誠氏

日10月25日(土) 午後1時30分～4時30分

場ホテル ザ・エルシィ町田

内①基調講演「成年後見制度の動向と市民後見人の可能性」②現状報告とパネルディスカッション

講①中央大学法学部教授・新井誠氏②福祉ジャーナリスト・町永俊雄氏、弁護士・宮島美彩氏 他

定400人(申し込み順)

申9月2日正午から電話、FAXまたはEメールでイベントダイヤル(☎724・5600 FAX5600) ☎56@mchida.call-center.jp)へ。

問福祉総務課 ☎724・2876 FAX050・3101・0928